

古武道流派で継承される伝統の特徴

The Characteristics of Traditions in Japanese Kobudo Schools

足立賢二 ADACHI Kenji

摘要

The purpose of this paper is to present information on the characteristics of traditions inherited by the schools of contemporary Kobudo (traditional martial ways) in Japan. Today, many Kobudo schools exist in Japan and around the world. As Kobudo is considered to be the origin of Budo (martial ways), contemporary Kobudo schools retain many traditional elements. In recent years, groups advocating Budo in Japan have asked the government to add an article concerning Kobudo to the Law for the Protection of Cultural Properties. However, there has been little research on the actual practices of contemporary Kobudo.

In this study, we focused on the shihan (senior instructor) as a successor of tradition in contemporary Kobudo. Also, Hakko-ryu, Takenouchi-ryu Bitchūden, Shinkan-ryu, and Rikishin-ryu were selected for observation, as these four famous martial arts schools are generally regarded as the best-known schools of Kobudo. Based on our participant observation of these four Kobudo schools, we concluded that the following five points were common to each school of contemporary Kobudo:

- (1) Since the inheriting of tradition is greatly valued, it is essential that jikiden (private martial lessons) from the soke (head-man of the school) or todai (present head of the school) be provided to the shihan.
- (2) Jikiden are to be carried out by attending training and special practice sessions.
- (3) All shihan hold several makimono (scrolls).
- (4) Almost all shihan have a special name that they use when participating in martial arts. This name, called an imina or gago, selected by their master. When someone obtains a position as shihan, the master gives that person a new name based on the rules of each school. The name consists of two kanji characters, one of which is shared in common with the master's name.
- (5) All shihan have mastered a secret technique specific to their school, which has been handed down over a long period.

Therefore, these five features should be considered in analyses of contemporary Kobudo.

キーワード 古武道、伝統、参与観察 Kobudou (traditional martial ways), tradition, participant observation

I はじめに

近年、現代武道と古武道から構成される日本武道¹は、伝統文化の代表的存在として様々な分野や政策²で活用されている。このうち、本稿で取り上げる古武道を対象とした従来の研究は、全体として個別の流派を個々に取り扱うという傾向がみられ、戦時下における古武道の誕生過程やその展開の背景を明確化した研究（中嶋 2010・2017a）や、沖縄における古武道の実態を調査した研究（嘉手苅 2004）などの一部の例外を除き、古武道が「古」武道とされる所以、つまり何をもって古武道たり得るとされるのか、その際に「伝統的」とみなされる要素について詳細に検討した研究や、現代における古武道の「伝統」がどのように継承されているのかといった点を論じた研究はなされてこなかった。本稿は、現代の古武道流派において重視され、実践されている「伝統」の継承方法と継承内容には、いくつかの共通点がみいだされることに注目する。これらは古武道流派に固有のものであり、古武道を現代武道とは一線を画するものとして、古武道を古武道たらしめている重要な要素のひとつといえる。そこで本稿では、参与観察の結果にもとづいて、現代古武道における「伝統」の継承方法と継承内容について報告する。

ところで、政策の観点から見ると、武道では「政策アクター」のロビー活動が政策形成に大きな影響を与えており（黒澤・横山 2017：12）とされている。武道関連政策に強い影響を及ぼす存在としてクローズアップされるのが、（公財）日本武道館³・日本武道協議会⁴・武道議員連盟⁵の三者である（黒澤・横山 2017）。武道における「強力な圧力団体」（坂上 2015：95）とも称されるこの三者は、年次総会として「武道振興大会」を開催し、毎年この大会で採択された「決議文」を文部大臣（文部科学大臣）に提出しており、これらの「決議文」に盛り込まれた項目の多くが戦後の武道関連政策に反映してきた⁶。そして、この「決議文」には古武道の文化財指定を求める項目が1993年以降毎年採択されている。

ここで、平成最後となる2019年3月の「決議文」を見ると、文化財保護法に「古武道」の名称を加えるよう求める決議項目が初めて採択されたことが注目される⁷。つまり、令和における古武道のキーワードは、まず文化財としての古武道の「法制化」をあげることができる。

これまでに、数々の武道振興策を着実に実現してきた「武道振興大会」の“実力”を鑑みると、将来的に文化財保護法に「古武道」の名称が採用される可能性は高い。ただ、ここでは文化財保護の対象とすべき古武道の対象範囲や定義は不明確である。古武道が将来的に文化財に指定されるか否かに関わらず、古武道の明確な定義や固有の特徴、その継承において重視している要素を明らかにしておくことは必要であろう⁸。本稿は、そのための基礎資料の一部を提供するものもある。

II 方法

本稿では現代日本に展開する「広義の古武道」を対象とし、設定する「選定基準」に合致する古武道流派を観察対象に選定して、その観察結果を包括的な観点から分析する。

1 分析対象としての「広義の古武道」

対象流派の選定に先立ち、そもそも古武道とはいかなる存在かを検討する。先行研究は、古武道という語が 1935（昭和 10）年の日本古武道振興会⁹を設立した松本学（1887–1974）の提唱により成立したことを明確化してきた（小笠原 1984 : 268・269–270、中嶋 2017b）。すなわち、戦間期から戦時下に成立・普及した概念が「古武道」である。

現在、学術分野において古武道は「戦国時代から発生し始める流派武術を総称した言葉」（中嶋 2017 : 172）と解されている。従って、古武道とはまず「流派武術の総称」である（以下、これを「古武道の意味」とする）。そして、（1）競技をおこなわず、定められた所作で組み立てられた形稽古を中心的な営みとしていること、（2）明治時代以前から続いていること、の二つが「現行の古武道に含まれる流派武術の要件（以下「現行古武道の 2 要件」）」とも規定される（中嶋 2017 : 172）。つまり、現代の古武道とは古武道の意味と現行古武道の 2 要件を具備した存在、言い換えれば「流派武術で、形稽古を中心とし、明治時代以前から存続している」存在と解釈できる。では、現代の古武道はこのような解釈に問題なく一致するのだろうか。

現在、日本の主要な古武道団体としては日本古武道振興会¹⁰（以下「振興会」）と日本古武道協会¹¹（以下「協会」）の 2 つがあり、「この 2 つの団体の活動を検討することで、その時々の古武道の概況を知ることができる」（中嶋 2017 : 172）ことが示唆されている。よって、振興会や協会に加盟する流派は、古武道における中心的存在として理解することができる。ここで、振興会や協会に加盟する流派をみると、振興会には戦時下に成立した流派（例：戸山流居合）が、協会には一度途絶えたのち復興した流派（例：長谷川流和術）が加盟している。つまり、先にあげた現行古武道の 2 要件に合致しない流派も認められているということになる。更に、地方の古武道団体の活動を見ると、通常民俗芸能に分類されるものの、ときに古武道として活動する流派（愛知県尾張旭の棒の手東軍流（大阪祭協会ほか 1963）や、埼玉県熊谷市の民俗芸能神道香取流（田邊 2015 : 30–51））なども含まれている。純粹に流派武術とはいえないような民俗芸能団体もまた、古武道として活動しているのが実状である。

流派武術でないもの（古武道の意味に該当しない流派）、明治時代以後に創始されたものや一度途絶を経験し継続して存在していないもの（明治時代以前から存続しているとは言いがたい流派）さえもが、古武道として活動している。これらは一例に過ぎないが、現代における古武道の定義は決して厳格に適用されているとはいえない。今日では、古武道を自称する流派と、古武道を称しないものの、周囲からは古武道とみなされている流派が存在する。そのうえ、両者の中には、現行古武道の 2 要件に該当する流派もあれば、該当しない流派もある。

このような現状を鑑みると、古武道の定義や現行古武道の2要件はあまり意味をもっていないと判断せざるを得ない。そこで本稿では、「古武道と自称する流派武術」と「他から古武道とみなされる流派武術」の両者を調査研究の対象とすべきと考えた。具体的には、古武道の意味及び現行古武道の2要件に該当する流派武術を「狭義の古武道」、古武道を自称するもしくは他から古武道とみなされる流派武術を「広義の古武道」と再分類する。そして、現代日本に展開する「広義の古武道」に注目しつつ、以下の「選定基準」に合致した流派を観察対象として選定し、その観察結果を包括的な観点から分析することで、現代の古武道における伝統の特徴の明確化を試みる。

2 対象流派の選定基準

参与観察の対象とした流派は、①周縁的な古武道とみなせる流派（広義の古武道、つまり一般に古武道とみなされる流派）と②正統的な古武道とみなせる流派（狭義の古武道、つまり現在「真正な古武道」と評価される流派）である。このように、正統性ないし真正性をめぐる位置づけがさまざまな事例をあわせて取り上げることによって、古武道における「真正」性を相対化しつつ、伝統の共通点を検討することが可能になると考える。

3 選定した流派の概要

第一に、周縁的な古武道とみなせる流派として八光流を選定する。別名を「護身逮捕術」と称する八光流は、FBI関係者や米軍関係者も実践していることで、「実戦的」としても知られている武器を使わない柔術だが、試合競技は行わず形稽古を中心とする流派である。1941（昭和16）年に創始された八光流は、当初古武道として活動したが、現在公式には古武道と称していない。また、八光流は戦後もよく古武道として取り上げられるものの（cf. 月刊『フルコンタクトKARATE』編集部（編） 1994）、協会や振興会には加盟しておらず、“周縁”的な古武道とみなしてよい。

第二に、正統的な古武道とみなせる流派として竹内流系武術（竹内系武術）を選定する。天文元年6月の創始という伝承¹²を持つ竹内流は、「柔術の源流」として「真正な古武道」と目されており、協会や振興会にも加盟する狭義の古武道である。本稿では竹内流の支流・分流に位置づけられる流派を竹内系武術とし、いずれも竹内流三代目の竹内加賀介久吉（1603-1671）からの分枝とされる備中師範家の竹内流を二例目、備中師範家の竹内流から分枝した真貫流を三例目、及び力信流を四例目として選定する。これら三流は、棒術・剣術などの武器術や素手の体術（柔術）が稽古種目に含まれることで、実戦的な総合武術として知られる。戦前は野試合という試合競技を実践していたが、戦後は試合競技を実践せず、形稽古を中心とする流派である。なお、これら三例は協会や振興会加盟流派には該当せず、正統的な古武道とみなせる流派の中では“周縁的”な存在である。“周縁”と“中心”とを対比する中で共通点を探るには、

格好の存在であると考え、本論での選定対象とした。

4 共通する伝承の形態—書伝、行伝、口伝の併存

古武道の伝承において、三つの「伝」、すなわち書伝、行伝、口伝からなる「三伝」という言葉があることは注目に値する。これを明確に伝えている流派として、岡山県内の古武道として著名だった真貫流をあげることができる。真貫流では、書伝・行伝・口伝を「三伝」とし、古武道はこの「三伝」から構成されるとしている（片山 1959：7）。書伝、すなわち「文字を用いた伝承」、行伝、すなわち「身体を用いた振る舞いによる伝承」、口伝、すなわち「言葉を用いた口頭による伝承」からなる「三伝」は、真貫流のみならず、本稿でみるようにさまざまな古武道派においても重視されているため、古武道の伝承形態を考えるうえで鍵となる概念といってよい¹³。よって本稿では、三伝に注目して参与観察を実施した。

古武道流派の参与観察には幾つかのハードルが存在する。一般に、体験稽古への参画は比較的容易だが、正式な入門には師範による人物審査が重視される。また、ワザの技量だけではなく稽古時および稽古時以外での振る舞いを見て、師範により昇格が許可される。よって、短期間の稽古参加だけでは、各流派の具体的な内容は開陳されないし、わからない。更に、各流派には開示してはいけないとされる情報（他見他言無用とされる）があり、入門や昇格の際に「他見他言をしない」旨を神々に誓う「誓文」を提出する場合が多い。場合によっては、出典を曖昧にすれば開示してもよい、との承諾が得られる情報もある。従って、奥伝に近くなればなるほど、臨場感をもった記述や出典の明示は難しくなる。すなわち、参与観察にはある程度長期間の関与と、情報提供者の信頼に基づく情報の開示が必要であり、そしてその結果の公表には、情報提供者からの情報開示許可が必要不可欠である。そこで本稿では、参与観察の結果を資料化する際には、①論者による観察結果の文章化、②当該文章の情報提供者への提示、③情報提供者の確認とその意見を踏まえた文章の加除修正という手続きを経て、可能な限り客觀性の担保を図った。

以下、III章ではまず現代日本の古武道流派の師範を伝統の担い手と指定し、彼らが継承する伝統を「三伝」すなわち「書伝」「口伝」「行伝」の視点から観察する。続くIV章では、III章の観察結果を踏まえ、古武道における伝統の継承に関する方法・場面、及び継承される伝統の内容を分析する。以上により、現代の古武道流派に共通する継承される伝統の特徴を明確化する。

III 古武道流派の参与観察結果

III-1 八光流

1 八光流の概要

八光流は初代宗家・奥山龍峰（1901-1987）を開祖とし、1941（昭和16）年に開流した武術流派である。八光流を名乗る以前に、初代宗家は大東流師範として活動した記録があるので(cf.

奥山（1938）、同流は植芝盛平（1883–1969）が創始した合氣道と並ぶ「大東流の分流・支流」としても著名である。また、多数の武術流派が八光流から分枝したとされる（cf. 細谷・山田（編）1978：697–698）。現在、八光流の正式名称は「日本護身武芸司護身道八光流柔術」であるが、戦間期では「日本古武道の司」と称していた記録がある（cf. 前田（編）1943、奥山 1970）。

2019年4月現在、埼玉県さいたま市大宮区の本部道場のほか、国内22都道府県に41の公認支部道場と、9カ国以上に及ぶ多数の公認海外支部を有する。二代宗家・奥山龍峰（1948–）を頂点に、宗家審議員会（宗審会）、全国師範会、全国有段者会、鍊士会、皇道奉仕隊などの門人による組織がある。女性修行者や外国人修行者も多く、2019年1月には宗審会の会長に米国人が就任している。

八光流の宗家は世襲で、代々龍峰の雅号を継承している。本部道場長を務める次期宗家も、三代目就任の際は雅号を継承・襲名することが門下間では当然視されている。

八光流は創始以来段位称号制を採用しており、現在、段位は初段から始まり十段位までが存在する。また、四段を準師範、五段以上を師範と呼び、師範に対しては皆傳、三大基柱、鍊士などの位階や称号が与えられる。師範取得者は門人取立が可能で、三段位まで門人を教伝できるので、本稿では師範位取得者以上を伝統の扱い手として扱う。

2 調査対象

参与観察の対象は、中部地方のN市に所在する公認道場K会である。1974（昭和49）年に初代宗家直門のY師範が開設したK会には、N市にある道場（本部公認、「N道場」）のほか、県中南部を統括する支部道場（本部公認、「T支部」）と、U市にある支部道場がある（cf. 安積2001）。開設以来15名を越える師範がK会からは誕生しており、全国有段者会会長や宗審会会長を務めた師範もいる。論者はK会に1992（平成4）年に入門し、1998（平成10）年に師範位を、2000（平成12）年に皆傳・三大基柱を取得した。K会での師範取得は五番目であり、同会では古参門人と目されている。今回、論者の入門以来の観察結果を文章としてまとめ、T支部のM師範（1972年生）に内容の確認と許可¹⁴を得て、ここでの参与観察結果とした。

3 師範の特徴

まず、書伝の観点から見ると、八光流には流儀の「卷物」が存在しており、師範は「卷物」を所持している（モノ（卷物）の存在）。「卷物」は師範・皆傳・基柱の各階梯に昇格した際、宗家によって新しく作成されて授与されるので、卷物の数によってもその階梯を判断出来る。また、師範には宗家より「八光流宗家憲章（以下「憲章」とする）」が授与されている。流儀のルールが記載される「憲章」には、流儀におけるナマエ「雅号」に関する項目があり、授与を希望する師範には「雅号」が授与される旨が明記されている。「雅号」は漢字二文字で、画数の吉凶を踏まえたのち、「山」号または「峰」号が宗家より授与（賜与）される。「山」「峰」の字

は宗家の姓・名の下一字に由来しており、このルールは開祖以来の伝統であるという（ナマエ（武名）の存在）。なお、論者は同じ雅号をもつ師範の存在を知らないので、同一雅号にはならないような配慮が存在している可能性がある。

次に、行伝の観点から見ると、八光流には奥伝や皆伝・三大基柱といった特別なワザ（形）が宗家から伝授され、師範によって保持されている。また、口伝の観点から見ると、師範はワザ（形）の動きだけでなく、ワザ（形）に伴うコツ・心得・知識・心的作用などといった口頭伝承を所持している（独特の「ワザ（形）」の存在）。これらの口伝は、師範が作成した「稽古メモ」に記載される場合が多く、この「稽古メモ」は、稽古実践で活用されることもしばしば観察される。よって、独特の「ワザ（形）」では、書伝・行伝・口伝は密接な関係にある。

4 師範への道のり

師範になるには、宗家より“直伝”を受ける必要がある。そのため、宗家を訪問し、あるいは出張教授を得て、ワザ（形）の伝授をうける。よって、全ての師範が宗家の“直門”となる。

“直伝”の際、伝えられるのはワザ（形）の動きやそのコツなどであり、宗家の振る舞い（体授）や口頭（口授）を通じてこれらが伝えられる。流儀の綱である「憲章」や「巻物」もこのとき授与される（書授）。直門となった師範は、これら伝授されるものを、自らのものとすべく、また同様の振る舞いができるよう、体授の手順や口授の内容をメモして「稽古メモ」を作成する。のちにこの「稽古メモ」は独特の「ワザ（形）」を稽古する際の重要なアイテムとなる。いずれにせよ師範は、宗家の「ワザ（形）」を模倣し、同様に振る舞えるよう身体を遣う。すなわち、書伝・行伝・口伝が連動して“直伝”による伝承がなされている。

以上をまとめると、八光流で伝統を継承し師範になるには宗家からの“直伝”が必要であり、その場面は、訪問修行（出張教授）によるものであることを指摘できる。

III-2 竹内流（備中師範家）

1 竹内流（備中師範家）の概要

備中師範家の竹内流は、四代目を備前岡山藩家中・竹内清太夫正次（生没年不詳）とする武術流派である。伝承に拠れば、旧豊臣家家臣の菊池家に生まれた四代目が、竹内流武術に達したことによって竹内姓を授与され、竹内に改姓したという。その後、同流は岡山藩家中に伝承され、主として備中地域に広く普及した。よって、同流は「竹内流の分流・支流」に位置づけられている（竹内流編纂委員会（編）1979：256・261-262・281-282）。なお、近年、岡山県北区角石谷の竹内流と区別するため、備中師範家の竹内流は備中伝を流名に付している。

備中師範家の竹内流の継承は、世襲に限定されていない。いわゆる完全相伝制度（当代の師範が伝承に関する全ての権利を有する制度（cf. 西山 1982: 21））を採用している。1790年以降、岡山県南部（現在の倉敷市域）を中心に多くの当代の師範が併存し、同流を普及した記録

がある (cf. 足立 2013 : 57–58)。

歴代の著名な師範としては、幕末に多くの門人を育てた山崎久治正信 (1840–1890) や、拳闘との試合で名高い室山栄三郎 (1886?–?)、明治期に一時米国で教伝したという井谷岩三正行 (1864–?)、戦後「竹内流スポーツ少年団」をつくり、少年らの演武が大阪万博 (1970) で評判を博した船浅二郎幽心斎 (1902–1973) などがいる。特に、戦後、国立大学で最初の古武道部を岡山大学に設置し、備中師範家の興隆に努めた中山和夫取真 (1936–2005) は、現在でも多くの関係者に敬慕されている (cf. 河野 2006)。

現在、備中師範家には、国内 6 府県・海外 3 カ国に支部道場を持つ著明な系統がある。かつて岡山大学・香川大学・岡山理科大学・同志社大学の古武道部を傘下としたのがこの系統で、これまでに複数の外国人師範が誕生している。この系統は段位称号制を採用しており、初段～八段位まで存在する。三段位以上から、代稽古、師範代、取立師範、免許師範、皆伝師範の位階・称号がある。本稿では門人取立が可能な取立師範以上を伝統の扱い手として扱う。

2 調査対象

参与観察対象は、備中師範家の著名な系統を構成する中国地方の N 館、近畿地方の C 館である。十四代目の T 師範により開設されたのが N 館であり、C 館は 1973 (昭和 48) 年に十六代目の O 師範が開設した。論者は N 館に 1999 (平成 11) 年に入門、居住地変更に伴い 2011 (平成 23) 年に C 館傘下の J 館に稽古場所を移し、2015 (平成 26) 年に代稽古を取得した。今回、論者の入門以来の観察結果を文章としてまとめ、N 館と C 館で学んだのち 1993 (平成 5) 年に関東地方で S 館を開設・活動している K 師範 (1963 年生) に内容の確認と許可¹⁵を得て、ここでの参与観察結果とした。

3 師範の特徴

まず、書伝の観点から見ると、備中師範家の竹内流には流儀の「卷物」が存在しており、師範は「卷物」を所持している (モノ (卷物) の存在)。「卷物」は当代の師範によって新しく作成される。また「卷物」は複数あり、より上位の階梯ほど所持する卷物数が多い。「卷物」には、流儀で実践される「型¹⁶」の名前のはか、流儀の系譜が示されており、累代の継承者名が記入され、継承者には漢字二文字の独特的なナマエが存在する。備中師範家の竹内流ではこれを「諱」または「名乗り」と称する。目安としては師範代・師範に昇格する際、師匠から授与 (賜与) されるのが「諱」である。「諱」を構成する二文字のうち、当代の師範の下一文字が授与され、被授与者の上一文字となるのが流儀のルールであり、ここ数代続くルールだという。(ナマエ (武名) の存在)。なお、当代の師範から同一の諱は授与されることはないが、同じ諱を持つ互隔世代の師範の存在を確認できる (先々代が与えた諱と同一など)。

次に、行伝の観点から見ると、備中師範家の竹内流には流儀の奥伝や神伝、極意といった特

別なワザ（型）が存在している。また、口伝の観点から見ると、師範はワザ（型）の動きだけでなく、ワザ（型）に伴うコツ・心得・知識などといった口頭伝承を所持している（独特の「ワザ（型）」の存在）。なお、これらの口伝は、師範が所持する形の詳細を記した「手控え」に記載されることもあり、稽古実践で「手控え」が活用されることも観察される。よって、独特の「ワザ（型）」では、書伝・行伝・口伝が密接な関係にあることを指摘できる。

4 師範への道のり

師範になるには、当代の師範より“直伝”を受ける必要があるので、師範候補者は当代を訪問し、または当代の出張教授を受け、ワザ（型）の伝授をうける。この際、伝えられるのはワザ（型）の動きやそのコツなどが、当代の師範の振る舞い（体授）や口頭（口授）で伝えられる。師範はまた、当代の師範から、ワザ（型）に関する文書類も伝授される（書授）。師範候補者は、これら伝授されたものを自らのものとすべく、体授の手順や口授の内容をメモし、それらを諳んじ、同様に振る舞えるよう身体を遣う。すなわち、書伝・行伝・口伝が連動して“直伝”による伝承がなされている。

以上をまとめると、備中師範家の竹内流で伝統を継承し師範になるには、当代の師範からの“直伝”が必要であり、その場面は、訪問修行（出張教授）によるものであることを指摘できる。

III-3 真貫流

真貫流は、板谷光蔵道明（1821-1901）を開祖とする武術流派である。伝承に拠れば、板谷は備中の真影流（宝蔵院流（中村派）からの分枝で、開祖を三宅元陰重盛（生没年不詳）とする）と備中の竹内流（前節で言及した備中師範家の一派に該当する）とを学び、更に自らの工夫を加えて幕末に創始したのが同流である。よって、同流は「竹内流の分流・支流」に位置づけられている（竹内流編纂委員会（編）1979：256・262・282）。

真貫流の継承は世襲に限定されていない。いわゆる完全相伝制度（当代の師範が伝承に関する全ての権利を有する制度）を採用している。江戸期末～近代にかけて、岡山県南部を中心に、青森県八戸地域にも当代の師範が進出し、同流を普及した記録がある。なお、系統によって流名に変異があり、「新貫流」の文字を用いた系統もある。「竹内真影流」「竹内並腰廻り真影流」と称する系統や、のちに「真影流」の名称に復した系統もある。本稿では混乱を避ける目的で、開祖の板谷が用いた「真貫流」の流名・文字で統一する。

歴代の著名な師範としては、近代の備中地域で盛んだった寄席と呼ばれる野試合で活躍した橋嘉重治（1869-?）や、新聞記者として活躍した片山智太郎（1890-1965）、また薙刀術でも著名だった山本忠義（1909-2000）があった。

現在、真貫流は保存と復興、及び顕彰を目的とする稽古会が断続的に活動している。同流で

は初伝、目録、免許、皆伝の階梯（称号）が存在してきたが、段位制の採用も検討されている。

2 調査対象

本稿では、中国地方在住の関係者への聞き取りと論者の調査結果を踏まえて最も活発に稽古実践がなされていた頃（1900～1950年代）の真貫流の伝承を提示する。インフォーマントは新貫流T師範門下のA氏（調査当時70才、1996年9月聞き取り）及び、竹内真影流（別名：竹内流並真影流）のY師範（調査当時89歳、1998年7月聞き取り）、また真貫流のI師範（1988年から2005年にかけて断続的に聞き取り）である。なお、論者は開祖を五世の祖とし、I師範及びY師範より同流の保存と復興及び顕彰を託され、各種口伝と関係書類一式を継承しており、現在は同流を代表する立場にある。

3 師範の特徴

第一に、書伝の観点から見ると、真貫流には流儀の「卷物」が存在しており、師範は「卷物」を所持している（モノ（卷物）の存在）。「卷物」は当代の師範によって新しく作成される。また「卷物」は当初初伝・目録・免許・皆伝の各階梯に昇格した際授与されていたので、師範を許可された際には「卷物」を複数所持していることとなる。例えばY師範が授与され所持した「卷物」は、全部で9巻だった。「卷物」数は系統によって異なっており、最終的に真影流の名称で活動した別の系統では、全部で11巻の「卷物」が存在した。いずれにせよ、「卷物」の所持は師範の特徴である。

第二に、皆伝の「卷物」（各系統共に「… 流表裏形之次第」という内題が付される）には、流儀で実践される「形」の名前のほか、流儀の系譜が示されており、累代の継承者名が記入され、歴代継承者には漢字二文字の独特的なナマエが存在する。真貫流もこれを「諱」と呼ぶ。「諱」は師匠から授与（賜与）される形式をとり、当代の師範の「諱」の上一文字が授与されるのが流儀のルールである。そして、開祖の「諱」の上一文字である「道」を上一文字とする系統と、下一文字である「明」を上一文字として授与する系統とに分かれている。このルールは開祖以来の伝統という（ナマエ（武名）の存在）。なお、これまでに同じ諱をもつ師範は存在せず、同流では同一の諱にはならないような配慮が存在していた。

第三に、行伝の観点から見ると、真貫流にも流儀の奥伝や極意といった特別なワザ（形）が存在している。また、口伝の観点から見ると、師範はワザ（形）の動きと共に、ワザ（形）に伴うコツ・心得・知識などといった口頭伝承を所持している（独特の「ワザ（形）」の存在）。なお、これらの口伝は、師範による「手控え」に記載されている場合もある。よって、真貫流独特の「ワザ（形）」でも、書伝・行伝・口伝は密接な関係にある。

4 師範への道のり

師範になるには、真貫流でも当代の師範より“直伝”を受ける必要がある。そのため、当代を訪問し、ワザ（形）の伝授をうける。この際、伝えられるのはワザ（形）の動きやそのコツなどが、当代の師範の振る舞い（体授）や口頭（口授）を通じて伝授される。当代の師範から、ワザ（形）に関する文書類も伝えられる（書授）。師範候補者は、体授の手順や口授の内容をメモし、それらを諳んじ、師匠と同様に振る舞えるよう身体を遣う。すなわち、書伝・行伝・口伝が連動して“直伝”による伝承がなされている。

以上をまとめると、真貫流で伝統を継承し師範になるには、当代の師範から師範候補者への“直伝”が必要であり、その場面は、訪問修行によるものであることを指摘できる。

III-4 力信流

1 力信流の概要

力信流は、永禄年間（1558～1570）の生まれとされる官部嵯峨入道家光を開祖とする武術流派である。伝承に拠れば、同流は四代目で一度途絶し、開祖の末裔である熊本藩士が江戸中期に再興した流派とされている（川内 1954：134-137）。力信流の開祖は竹内流三代目の門下とされ（竹内流編纂委員会（編） 1979：254）、再興した五代目が当時の竹内流を修めていたとの伝承もあるので（川内 1954：134-137）、同流は「竹内流の支流」に位置づけられている（竹内流編纂委員会（編） 1979：254・278-279）。

力信流の継承は世襲に限定されていない。いわゆる完全相伝制度（当代の師範が伝承に関する全ての権利を有する制度）を採用している。幕末以降、岡山・名古屋・大阪・静岡に当代の師範が進出し、同流を普及した記録がある（飯島 1902：ハ 39-45、島田 1941）。また、岡山県内には力信流の影響を受けたとする民俗芸能の棒術（棒つかい）も現存しており（佐藤 1973、大倉 2016）、武術・芸能の両面で地域に普及した武術流派として著名である。

歴代の著名な師範としては、幕末に備前岡山で活躍した大江安左衛門吉光（1809-1890）や、明治大正期に整骨術でも名を馳せた名古屋の虫明駒七盛光¹⁷（1863-1921）があった。最も著名なのは、戦前から戦後に静岡で活躍した大長九郎行光（1875-1964）である。大長は柔道・剣道・棒術などで活躍し、1955（昭和 30）年には静岡県無形文化財保持者に指定された。

現在、力信流は静岡県在住の美和靖之師範を中心とし、各地の武修館道場（静岡・岡山など）で継承されているが、同流には振興会に加盟する系統と加盟しない系統がある。同流には切目録、目録、免許の階梯（称号）が存在してきたが、現在は段位制の採用も検討されている。

2 調査対象

参与観察の対象は、中国地方にあるB館の〇師範である。B館は力信流の七代目が幕末に創設した道場であり、現在は1989年に竣工した道場を利用して稽古実践がなされている。〇師範は1955年の生まれで、調査当時合気道7段（（財）合気会）でもある。七・八代目の後裔にあ

り、O師範の父、伯父共に力信流の遣い手として著名だった。O師範の手元には累代の巻物や武具が保存されている。2019年1月、静岡の美和師範とO師範は力信流を後世に伝え残すために「力信流検証会」を立ち上げており、O師範門下のN氏らによる精力的な稽古実践や史料調査が展開されつつある。論者は2018（平成30）年6月にB館の稽古に参加を許され、ほぼ月1回のペースで稽古に参加しつつ参与観察を実施中である。今回、論者の入門以来の観察結果を文章としてまとめ、O師範に内容の確認と許可¹⁸を得て、ここでの参与観察結果とした。

3 師範の特徴

まず、書伝の観点から見ると、力信流には他の古武道流派同様流儀の「巻物」が存在しており、師範は「巻物」を所持している（モノ（巻物）の存在）。「巻物」は当代の師範により新しく作成される。「巻物」には流儀で実践される「形」の名前のほか、流儀の系譜が示されており、累代の継承者名が記入され、歴代継承者には漢字二文字の独特なナマエが存在する。力信流ではこれを「諱」と呼び、師範は「諱」を師匠から授与（賜与）される。「諱」を構成する二文字のうち、末尾を「光」とするのが力信流のルールである。開祖以来このルールは継承されてきたという（ナマエ（武名）の存在）。なお、当代の師範から同一の諱は授与されることはないが、同じ諱を持つ互隔世代の師範の存在を確認できる（先々代が与えた諱と同一など）。

次に、行伝の観点から見ると、力信流には流儀の奥伝や極意といった特別なワザ（形）が存在している。また、口伝の観点から見ると、師範はワザ（形）の動きだけでなく、ワザ（形）に伴うコツ・心得・知識などといった口頭伝承を所持している（独特の「ワザ（形）」の存在）。なお、これらの口伝は、師範が所持する形の詳細を記した「手控え」に記載されている場合もあり、稽古実践で「手控え」が活用されることも観察される。よって、独特の「ワザ（形）」では、書伝・行伝・口伝は密接な関係にあることを指摘できる。

4 師範への道のり

師範になるには、当代の師範より“直伝”を受ける必要がある。そのため、当代の道場を訪問し、ワザ（形）の伝授をうける。この際、他流同様ワザ（形）の動きやそのコツなどが、当代の師範の振る舞い（体授）や口頭（口授）で伝えられる。当代の師範から、ワザ（形）に関する文書類も伝授される（書授）。師範候補者は、師匠同様の振る舞いができるよう、体授の手順や口授の内容をメモし、同様に振る舞えるよう反復した稽古によって身体の遣い方を訓練する。すなわち、書伝・行伝・口伝が連動して“直伝”による伝承がなされている。

以上をまとめると、力信流で伝統を継承し師範になるには、当代の師範から師範候補者への“直伝”が必要であり、その場面は、訪問修行によるものであることを指摘できる。

IV 古武道流派に共通する伝統の実際

第一に、伝統継承の方法・場面に関する観察結果から、各流派に共通する事柄として判明したのは以下の諸点である。

①伝統の継承では、師から弟子への直接的伝授、すなわち宗家または当代師範から師範候補者への“直伝”が重視されていた。

②“直伝”は通常の稽古とは別の機会が設定されていた。師範候補者は、宗家または当代師範の足下で（訪問修行）、または宗家または当代師範に出張しての教授を頼み（出張教授）、当代の師範からの“直伝”を受けて各流派の師範と認証されていた。

つまり、古武道流派における伝統継承の方法では、“直伝”という形式が重視されていること、そのため、訪問修行や出張教授といった場面での“直伝”も盛んに行われてきた。

第二に、継承される伝統の内容に関し、書伝・行伝・口伝（三伝）の観点からの観察結果により各流派に共通する事柄として判明したのは、以下の諸点である。

①いざれの流派の師範にあっても、モノとして巻物が授与されていた。また、師範らは自らの「稽古メモ」を作成していた。

②いざれの流派の師範にあっても、流派毎に決まっているルールに基づき、戸籍名以外のナマエ（武名）を所持することが許可されていた。

③いざれの流派の師範にあっても、一般門人が容易にはアクセスできない特別なワザ（形・型）に対する知識と「控え（メモ）」を保有していた。

ここで、①の「モノ」を検討すると、現代武道では授与される「巻物」はない。また、②の「ナマエ（武名）」を検討すると、現代武道で「ナマエ（武名）」の授受は見られない。更に、③の「ワザ（形・型）」を検討すると、現代武道では、秘匿されているワザは一般に存在しない。以上のことから、現代の古武道流派で共通して継承され、その流派を流派たらしめている「伝統」を保証するものとして、1) モノ（巻物）、2) ナマエ（武名）、3) 特別なワザ（形・型）があげられることが明らかとなった。このような伝承形態と伝承内容をともなう武道が古武道なのであり、現代武道とは明らかに一線を画すものとして関係者に解釈されているのである。

IV 結びにかえて

本稿の冒頭で述べたように、古武道の定義や固有の特徴、その継承において重視されている要素などについては必ずしも明らかでない。本稿は、参与観察の結果、今日の古武道における「伝統的要素」として共通しているのは、伝統継承の方法が宗家や当代の師範による“直伝”であること、そしてその機会として訪問修行や出張教授が重視されてきたこと、継承される伝統の内容としては流派独自のモノ（巻物）、ナマエ（武名）、特別なワザ（形・型）が存在していることなどを明らかにした。

「三伝」に象徴されるような伝承形態と伝承内容は確かに古武道に固有のものであるが、古武道と民俗芸能の境界があいまいな事例が一部に存在するように、舞踊をはじめとする身体所作をともなった伝承に通底する部分も存在する。古武道と古武道以外の事例を比較しつつ、古武道に固有の伝承形態と伝承内容をより詳細に検討することは、伝承論の射程を拡大するうえでも相応の貢献をなすものと考える。

注

- 1 公益財団法人・日本武道館は自らが関与する武道を「日本武道」と称している。この「日本武道」を構成するのは、現代武道9道（全日本柔道連盟の柔道、全日本剣道連盟の剣道、全日本弓道連盟の弓道、日本相撲連盟の相撲、全日本空手道連盟の空手道、合気会の合気道、少林寺拳法連盟の少林寺拳法、全日本なぎなた連盟のなぎなた、全日本銃剣道連盟の銃剣道）と古武道（日本古武道協会に所属する古武道流派）である。
- 2 例えば、「日本武道代表団海外派遣事業」には、2010年以降毎年国庫補助がなされており(cf. 三藤(編) 2015:534)、外交上の周年事業(外交政策)に活用されている。
- 3 1962(昭和37)年設立の財団法人。「天皇陛下の御下賜金を賜り、国民精神の象徴として日本の中心に建設された武道の大殿堂」(三藤(編) 2015:117)とされる。
- 4 1977(昭和52)年設立。武道9団体(注1参照)と(公財)日本武道館によって構成される。「我が国武道界が大同団結して結成した」(三藤(編) 2015:352)とされる。
- 5 1978(昭和53)年設立。超党派の国会議員で構成され、国会武道議員連盟とも称される。
- 6 例えば、国際武道大学の設置や、学校教育における格技から武道への名称変更、学習指導要領改訂による中学校武道必修化などが「武道振興大会」の決議によって実現した政策項目とされる(cf.月刊「武道」編集部 2008:195)。
- 7 第六項目には「武道の源流である一千数百年の歴史を有する古武道の保存・継承を図るため、文化財保護法に、我が国が世界に誇る「古武道」の名称を明記し、全国各地の古武道の文化財指定が推進されるよう所要の措置を講ずるとともに、必要な支援、助成を行うこと。」とある(月刊「武道」編集部 2019:197)。
- 8 文化財指定は政治性を帯びた問題であるが、今回は紙数の関係上伝承内容の報告に重点を置いていたため、古武道にまつわる政治性については言及しない。別稿で論じたい。
- 9 敗戦後一度解散し、1952(昭和27)年に任意団体として再出発した。
- 10 1956(昭和31)年に規約を整え再建された。
- 11 日本武道館の主導により1979(昭和54)年に設立。
- 12 享禄から天文への改元は7月だから、当該年号は未来年号に該当する。未来年号とは日付に矛盾のあるもので、改元の前に使用された改元後の年号である。新年号が流布した後に日

付を遡って記された文書を未来年号使用文書といい（服部 1980：39）、「未来年号を使用した文章は偽文書と見做すのが通説である」（服部 1983：59）とされる。よって、竹内流の実際の成立年は未確定とみなしてよい。

- 13 口伝を口承、書伝を書承と読み替えれば、これらは民俗学における口承一書承研究（例えば、宮内 2006：16-20）にも連携する余地が生じるだろう
- 14 2019年1月13日、及び6月13日に確認を得た。
- 15 2019年6月29日に確認を得た。
- 16 備中師範家では「型」を用いる。
- 17 乃木希典や森鷗外と親交があった（鷗外が墓碑銘を起草した）ことでも著名である。
- 18 2019年6月15日に確認を得た。

参照文献

- 足立賢二 2013 「倉敷市域における武術流派竹内流の系譜」『倉敷の歴史』23：48-63。
- 安積邦 2001 「松葉杖の武道家がみせる妙技、矢澤必詮皆伝師範」『秘伝』143：34-40。
- 飯島唯一 1902 『日本武術名家傳 附武道秘實皆傳』同人。
- 大倉寿仁 2016 「旭川中流域における棒つかいについて—岡山県久米郡美咲町大併和地区的芸能を中心として」『岡山民俗』237：16-35。
- 小笠原清信 1984 「古武道」『現代体育・スポーツ大系 第22巻 剣道・フェンシング・なぎなた・古武道・柔剣道』浅見俊雄、宮下充正、渡辺融（編）、pp. 268-275、講談社。
- 奥山吉治 1938 『スグ活用出来る 大東流護身術=生活的武道を語る=』大日本士道會。
- 奥山龍峰 1970 『新易診断法』弁証学会。
- 大阪祭協会・大阪読売新聞社・読売テレビ 1963 『大阪祭参加 日本武道祭』大阪祭協会。
- 片山智太郎 1959 『古武道の意義について：日常の心得について』同人。
- 嘉手苅徹 2004 「2003 沖縄空手道古武道世界大会」に伴うアンケート調査について—道場主の経歴、道場経営、意識調査—』『資料編纂室紀要』29：29-52。
- 月刊「武道」編集部 2008 「武道振興大会のこれまで」『月刊武道』497：195。
- 月刊「武道」編集部 2019 「決議文」『月刊「武道」』629：197。
- 月刊『フルコンタクトKARATE』編集部（編） 1994 『皆伝 日本古武道 魁るグレーシー柔術の源流』福昌堂。
- 川内鐵三郎 1954 『改訂増補 日本武道流祖傳』日本古武道振興会。
- 黒澤寛己、横山勝彦 2017 「「武道」領域における系統学習の導入政策－体育科教育をめぐる政策アクターの分析を視点に－」『同志社スポーツ健康科学』9： 9-18。
- 河野真道 2006 「追悼 中山取真先生」『武芸民俗学』1：51-60。

- 坂上康博 2015 「日本の武道－ナショナリズムの軌跡－」『東アジアのスポーツ・ナショナリズム』土佐昌樹（編著）、pp. 75–110、ミネルヴァ書房。
- 佐藤米司 1973 「岡山県の棒使い」『まつり』22、44–46。
- 島田貞一 1941 「名古屋武修館訪問記」『軍事史研究』6（2）：81–85。
- 竹内流編纂委員会（編）1979 『日本柔術の源流 竹内流』日貿出版社。
- 田邊元 2015 『芸能武術のエスノグラフィー』早稲田大学大学院スポーツ科学研究科、博士論文。
- 中嶋哲也 2010 「対抗文化としての古武道－松本学による古武道提唱と日本古武道振興会の活動を中心に」『スポーツ人類学研究』12：51–73。
- 中嶋哲也 2017a 『近代日本の武道論－<武道のスポーツ化>問題の誕生』国書刊行会。
- 中嶋哲也 2017b 「古武道」『よくわかるスポーツ人類学』寒川恒夫（編著）、ミネルヴァ書房、pp. 172–173。
- 西山松之助 1982 『家元の研究』吉川弘文館。
- 服部英雄 1980 「未来年号の世界から一日付に矛盾のある文書よりみた荘園の様相－」『史学雑誌』92（8）：38–65。
- 服部英雄 1983 「未来年号考－文書の日付とそれが書かれた日－」『古文書研究』20：59–86。
- 前田武（編） 1943 『八光流解説 第三輯』同人。
- 三藤芳生 2015 『公益財団法人日本武道館五十年史』日本武道館。
- 宮内貴久 2006 『家相の民俗学』吉川弘文館。
- 綿谷雪・山田忠史（編） 1978 『増補大改訂 武芸流派大事典』東京コピイ出版部。